

(別紙)

宅地建物取引業法施行令第3条(法令上の制限)一覧

宅地又は建物の賃借の契約以外の契約

・都市計画法

- 29条1項、2項(開発行為の許可)
- 35条の2第1項(開発許可の変更の許可等)
- 41条2項(用途地域の定められていない区域における建築物の敷地、構造及び設備に関する制限)
- 42条1項(開発行為を受けた土地における建築等の制限)
- 43条1項(市街地調整区域のうち開発行為を受けた土地以外の土地における建築の制限)
- 52条の2第1項(市街地開発事業等予定区域内における建築の制限)
- 52条3第2項、4項(市街地開発事業等予定区域内の土地建物等の施行予定者による先買い等に伴う制限)
- 53条1項(都市計画施設等の区域内における建築の許可)
- 57条2項、4項(市街地開発事業の予定地区内における都道府県知事による土地の先買い等に伴う制限)
- 58条1項(風致地区内における建築等の制限)
- 58条の2第1項、2項(地区計画の区域内における建築等の制限)
- 65条1項(都市計画事業の事業地内における建築等の制限)
- 67条1項、3項(都市計画事業の事業地内における施行者による土地建物等の先買いに伴う土地建物等の譲渡の制限)

・建築基準法

- 39条2項(災害危険区域内における建築制限)
- 43条(敷地等の道路等に接する長さ等の制限)
- 43条の2(敷地が4m未満の道路にのみ接する建築物に対する制限の付加)
- 44条1項(道路内の建築制限)
- 45条1項(私道の変更又は廃止の制限)
- 47条(壁面線による建築制限)
- 48条1項から13項まで(用途地域内の建築物及び工作物の種類の制限)
- 49条(特別用途地区内における建築物及び工作物の種類の制限)
- 49条の2(特定用途制限地域内における建築物の制限)
- 50条(用途地域等における建築物及び工作物の敷地、構造又は建築設備に関する制限)
- 52条1項から14項まで(容積率制限)
- 53条1項から6項まで(建ぺい率制限)
- 53条の2第1項から3項まで(最低敷地面積規模制限)
- 54条(第1種低層住専地域又は第2種低層住専地域地域内における外壁の後退距離の制限)
- 55条1項から3項まで(〃 建築物の高さの制限)
- 56条(建築物の各部分の高さの制限)
- 56条の2(日影による中高層建築物の高さの制限)
- 57条の2第3項(高層住宅誘導地区内における建築物の高さの制限)

- 57条の4（特例容積率適用地区内の建築物の高さの限度）
- 57条の5（高層住居誘導地区）
- 58条（高度地区内の建築物の高さの制限）
- 59条1項、2項（高度利用地区内における建築物の容積率、建ぺい率等の制限）
- 59条の2第1項（敷地内における広い空間を有する建築物の容積率制限等の特例）
- 60条1項、2項（特定街区内における建築物の容積率等の制限）
- 60条の2第1項から3項まで及び6項（都市再生特別地区内の建築物の容積率の制限）
- 61条（防火地区内における建築物の制限）
- 62条（準防火地域内における建築物の制限）
- 67条の2第1項、3項から7項まで（特定防災街区整備地区）
- 68条第1項から第4項まで（美観地区内における建築物の敷地、構造又は建築設備に関する制限）
- 68条の2第1項、5項（地区計画等の区域内における建築物の敷地、構造又は建築設備に関する制限）
- 68条の9（都市計画区域外の区域内の建築物にかかる制限）
- 75条（建築協定の効力）
- 75条の2第5項（建築協定の認可等の公告のあった日以降建築協定に加わった者があった場合のその建築協定の効力）
- 76条の3第5項（一の土地所有者が定めた建築協定の効力）
- 86条1項から4項まで（一定の複数建築物に対する制限の特例）
- 86条の2第1項から3項まで（公告対象区域内における同一敷地内認定建築物以外の建築物の制限）
- 86条の8第1項、3項（既存の一の建築物について二以上の工事に分けて工事を行う場合の制限の緩和）
- ・ 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（古都保存法）
 - 8条1項（歴史的風土特別保存地区内における建築物の制限）
- ・ 都市緑地法
 - 8条1項（緑地保全地区内における行為の届出）
 - 14条1項（特別緑地保全地区における行為の制限）
 - 20条1項（地区計画等緑地保全条例）
 - 29条（管理協定の効力）
 - 35条1項から3項まで及び5項から9項まで、36条（緑化率の制限）
 - 39条1項（市町村条例で定める緑化率制限）
 - 50条（緑地協定の効力）
 - 54条4項（緑地協定の設定の特則）
- ・ 生産緑地法
 - 8条1項（生産緑地地区内における建築等の制限）
- ・ 特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法
 - 5条1項、2項（航空機騒音障害防止地区又は航空機騒音障害防止特別地区内における建築等の制限）
- ・ 景観法
 - 16条1項、2項（景観計画区域内における行為の届出）
 - 22条1項（景観重要建造物の現状変更の規制）

- 3 1 条 1 項 (景観重要樹木の現状変更の規制)
- 4 1 条 (管理協定の効力)
- 6 3 条 1 項 (景観地区内の建築計画の認定)
- 7 2 条 1 項 (景観地区内の工作物の形態意匠等の制限)
- 7 3 条 1 項 (景観地区内の開発行為等の制限)
- 7 5 条 1 項、2 項 (準景観地区内における行為の規制)
- 7 6 条 1 項 (地区計画等の区域内における建築物等の形態意匠の制限)
- 8 6 条 (景観協定の効力)
- 9 0 条 4 項 (一の所有者による景観協定の設定)
- ・ 土地区画整理法
 - 7 6 条 1 項 (換地処分 of 公告の日まで建築等の制限)
 - 9 9 条 1 項、3 項 (仮換地指定に伴う従前の宅地の使用収益の制限)
 - 1 0 0 条 2 項 (使用収益停止処分に伴う使用収益の制限)
 - 1 1 7 条 の 2 第 1 項、2 項 (住宅先行建設区における住宅の建設)
- ・ 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法
 - 8 3 条 (住宅街区整備事業に係る仮換地指定に伴う従前の宅地の使用収益の制限)
(住宅街区整備事業に係る使用収益停止処分に伴う使用収益の制限)
 - 7 条 1 項 (土地区画整理促進区域内における建築行為等の制限)
 - 2 6 条 1 項 (住宅街区整備促進区域内における建築行為等の制限)
 - 6 7 条 1 項 (住宅街区整備事業の施行地区内における建築行為等の制限)
- ・ 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律
 - 2 1 条 1 項 (拠点整備促進区域内における建築の制限)
- ・ 被災市街地復興特別措置法
 - 7 条 1 項 (建築行為等の制限)
- ・ 新住宅市街地開発法
 - 3 1 条 (新住宅市街地開発事業により造成された宅地における建築義務)
 - 3 2 条 1 項 (造成宅地等に関する権利の処分の制限)
- ・ 新都市基盤整備法
 - 3 9 条 (新都市基盤整備事業に係る土地整理における仮換地指定に伴う従前の宅地の使用収益の制限)
(使用収益停止処分に伴う使用収益の制限)
 - 5 0 条 (建築物の建築義務)
 - 5 1 条 1 項 (開発誘導地区内の土地等に関する権利の処分の制限)
- ・ 旧公共施設の整備に関連する市街地の改造に関する法律 (市街地改造法)
 - 1 3 条 1 項 (防災建築街区造成事業の施行地区内における建築等の制限)
- ・ 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発基の整備に関する法律
 - 2 5 条 1 項 (工業団地造成事業により造成された工場敷地の処分の制限)
- ・ 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律
 - 3 4 条 1 項 (工業団地造成事業により造成された工場敷地の処分の制限)
- ・ 流通業務市街地の整備に関する法律
 - 5 条 1 項 (流通業務地区内における流通業務施設以外の施設の建設等の制限)
 - 3 7 条 1 項 (流通業務団地造成事業により造成された敷地における流通業務施設の建設義務)

- 38条1項（造成敷地等の処分の制限）
- ・都市再開発法
 - 7条の4第1項（市街地再開発促進区域内における建築の制限）
 - 66条1項（第一種市街地再開発事業の施行地区内における建築行為等の制限）
- ・幹線道路の沿道の整備に関する法律
 - 10条1項、2項（沿道整備計画の区域内における建築行為等の制限）
- ・集落地域整備法
 - 6条1項、2項（集落地区計画の区域内における建築物の建築等の行為の制限）
- ・密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律
 - 33条1項、2項（防災街区整備地区計画の区域における行為の制限）
 - 197条1項（防災街区整備事業施行地区内の建築行為等の制限）
 - 230条（個別利用区内の宅地の使用収益の中止）
 - 283条1項（防災都市計画施設の区域内における建築の制限）
 - 294条（避難経路協定の効力）
 - 295条5項（避難経路協定の認可の公告のあった後避難経路協定に加わる手続等）
 - 298条4項（一の所有者による避難経路協定の設定）
- ・地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律
 - 15条1項、2項（歴史的風致形成建造物の増築等の届出）
 - 33条1項、2項（歴史的風致維持向上地区計画の区域内の建造物の新築等の行為の届出）
- ・港湾法
 - 37条1項4号（港湾区域内又は港湾隣接地域内における工事の制限）
 - 40条1項（臨港地区内の分区内における行為の制限）
- ・住宅地区改良法
 - 9条1項（住宅地区改良事業に係る改良地区内における建築等の制限）
- ・公有地の拡大の促進に関する法律
 - 4条1項（都市計画施設の区域内等の土地を譲渡しようとする場合の届出義務）
 - 8条（土地の先買い等の規定に基づいて届出等を行った土地の譲渡の制限）
- ・農地法
 - 3条1項（農地又は採草放牧地についての権利移転の制限）
 - 4条1項（農地の転用の制限）
 - 5条1項（農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限）
 - 49条（国が自作農を創設し又はその経営を安定させるために買収すべきことを決定した土地の形質の変更等の制限）
 - 73条1項（国が売り渡した未墾地等の処分の制限）
- ・宅地造成等規制法
 - 8条1項（宅地造成工事規制区域内における宅地造成工事の制限）
 - 12条1項（8条1項の許可に係る宅地造成に関する工事の計画の変更の許可等）
- ・都市公園法
 - 23条（協定の効力）
- ・自然公園法
 - 13条3項（国立公園又は国定公園の特別地域内における建築等の制限）

- 14条3項（国立公園又は国定公園の特別保護地域内における建築等の制限）
- 24条3項（海中公園地区内における建築等の制限）
- 26条1項（国立公園又は国定公園の普通地域内における建築等の制限）
- 36条（風景地保護協定の効力）
- 60条1項（都道府県立自然公園の特別地域等における建築等の制限）
- ・首都圏近郊緑地保全法
 - 13条（管理協定の効力）
- ・近畿圏の保全区域の整備に関する法律
 - 14条（管理協定の効力）
- ・河川法
 - 26条1項（河川地域内における工作物の新築等の制限）
 - 27条1項（河川区域内の土地の形状変更の制限）
 - 55条1項（河川保全区域内における土地の形状変更等の制限）
 - 57条1項（河川予定地における土地の形状変更等の制限）
 - 58条の4第1項（河川保全立体区域における行為の制限）
 - 58条の6第1項（河川予定地立体区域における行為の制限）
- ・特定都市河川浸水被害対策法
 - 9条（特定都市河川流域内の雨水浸透阻害行為の許可）
 - 16条1項（変更許可）
 - 18条1項（雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の許可）
 - 25条1項（保全貯留地における行為の届出）
 - 31条（管理協定の効力）
- ・海岸法
 - 8条1項（海岸保全区域内における土石採取等の制限）
- ・砂防法
 - 4条（砂防指定地内における土地の掘さく等の制限）
- ・地すべり等防止法
 - 18条1項（地すべり防止区域内における工作物の新築等の制限）
 - 42条1項（ばた山崩壊防止区域内における土石採取等の制限）
- ・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
 - 7条1項（急傾斜地崩壊危険区域内における工作物等の設置等の制限）
- ・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
 - 9条1項、16条1項（土砂災害特別警戒区域内における特定開発行為の制限）
- ・森林法
 - 10条の2第1項（地域森林計画の対象となっている民有林における開発行為の制限）
 - 10条の11の13（施業実施協定の効力）
 - 31条（保安林予定森林又は保安施設地区予定地区における土地の形質変更等の制限）
 - 34条1項、2項（保安林又は保安施設地区における土石の採掘等の制限）
- ・道路法
 - 47条の8（道路一体建物に関する協定の効力）
 - 48条の19（利便施設協定の効力）
 - 91条1項（道路予定地内における土地の形質変更等の制限）

- ・ 全国新幹線鉄道整備法
 - 1 1 条 1 項（行為制限区域内における土地の形質の変更等の制限）
- ・ 土地収用法
 - 2 8 条の 3 第 1 項（事業認定告示後の起業地における土地の形質の変更の制限）
- ・ 文化財保護法
 - 4 3 条 1 項（重要文化財の現状変更等の制限）
 - 4 5 条 1 項（重要文化財の付近の地域における一定の行為の制限）
 - 4 6 条 1 項、5 項（重要文化財等の譲渡の制限）
 - 1 2 5 条 1 項（史跡名勝天然記念物の現状変更等の制限及び現状回復の命令）
 - 1 2 8 条 1 項（史跡名勝天然記念物の保有のための環境保全）
 - 1 4 3 条 1 項（伝統的建造物群保存地区の決定及びその保護）
 - 1 8 2 条 2 項（地方公共団体による指定及び保存等のために必要な措置の定め）
- ・ 航空法
 - 4 9 条 1 項（飛行場の周辺の地域における建築物等の高さの制限）
 - 5 6 条の 3 第 1 項（飛行場の周辺の地域における建築物等の高さの制限）
- ・ 国土利用計画法
 - 1 4 条 1 項（規制区域に所在する土地に関する売買等の契約の制限）
 - 2 3 条 1 項（規制区域以外の区域における土地売買等の契約の事後届出）
 - 2 7 条の 4 第 1 項、3 項（注視区域及び監視区域における土地売買等の契約の制限）
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
 - 1 5 条の 1 9 第 1 項から 3 項まで（指定区域内における土地の形質の変更の制限）
- ・ 土壌汚染対策法
 - 9 条 1 項から 3 項まで（指定区域内の土地の形質の変更の制限）
- ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
 - 4 6 条（移動等円滑化経路協定の効力）
 - 5 0 条 4 項（一の所有者による移動等円滑化経路協定の設定）

宅地の貸借の契約

前記のうち

都市計画法 5 2 条の 3 第 2 項、4 項、5 7 条 2 項、4 項、6 7 条 1 項、3 項

新住宅市街地開発法 3 1 条

新都市基盤整備法 5 0 条

流通業務市街地の整備に関する法律 3 7 条 1 項

公有地の拡大の推進に関する法律 4 条 1 項、8 条

文化財保護法 4 6 条 1 項、5 項

を除いたもの

建物の貸借の契約

- ・ 新住宅市街地開発法 3 2 条 1 項
- ・ 新都市基盤整備法 5 1 条 1 項
- ・ 流通業務市街地の整備に関する法律 3 8 条 1 項
- ・ 農地法 7 3 条 1 項